

札幌市水道局工事等低入札価格調査要領

平成15年2月19日	管理者決裁
平成15年6月16日	一部改正
平成20年2月22日	一部改正
平成20年5月9日	一部改正
平成21年4月9日	一部改正
平成21年6月8日	一部改正
平成22年2月8日	一部改正
平成22年3月25日	一部改正
平成22年7月20日	一部改正
平成23年2月10日	一部改正
平成23年9月13日	一部改正
平成24年1月18日	一部改正
平成24年3月22日	一部改正
平成24年6月25日	一部改正
平成25年1月31日	一部改正
平成26年2月14日	一部改正
平成28年1月27日	一部改正
平成28年3月31日	一部改正
平成29年3月14日	一部改正
平成29年3月29日	一部改正
平成30年1月15日	一部改正
平成31年3月26日	一部改正
平成31年4月12日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市水道局が一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)により工事、建設関連業に係る委託業務又は道路維持除雪業務(以下「工事等」という。)の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)を調査(以下「低入札価格調査」という。)のうえ落札者としないうときの調査の方法及び取扱等について定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事 設計金額が250万円を超える工事をいう。

(2) 設計等業務 工事に係る設計及び監理の委託業務。ただし、工事に係る監理のみの委託業務を除く。

(3) 建築設計等業務 設計等業務のうち、業種が建築設計・監理業であるもの

(4) 土木設計等業務 設計等業務のうち、業種が土木設計・監理業であるもの

(5) 橋梁設計等業務 設計等業務のうち、業種が橋梁設計・監理業であるもの

(6) 設備設計等業務 設計等業務のうち、業種が設備設計・監理業であるもの

(7) 地質調査業務 工事に係る地質調査の委託業務

(8) 測量業務 測量の委託業務

(9) 支障物件調査業務 設計等の処理手続に準じて事務を処理することができる支障物件に係る調査業務

(10) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費（機器費、設計技術費等直接工事費に相当するものを含む。）をいう。

(11) 共通仮設費 工事及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった共通仮設費（二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。）をいう。

(12) 現場管理費 工事及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった現場管理費（現場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。

(13) 一般管理費等 工事、設計等業務、支障物件調査業務及び道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。

(14) 直接人件費 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。

(15) 特別経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。

(16) 技術料等経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。

(17) 諸経費 設計等業務、地質調査業務及び測量業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。

(18) 直接経費 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。

(19) その他原価 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。

(20) 直接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。

(21) 間接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。

(22) 解析等調査業務費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。

- (23) 直接測量費 測量業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
- (24) 測量調査費 測量業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
- (25) 直接業務費 道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった直接業務費をいう。
- (26) 工事等担当部長 札幌市水道局工事施行規程（平成4年規程第10号。以下「施行規程」という。）第2条第4号に規定する工事等担当部長をいう。
- (27) 工事等担当課長 当該工事等にかかる工事等担当部に属し、工事の施行等を担当する課長をいう。
- (28) プラント工事 電気設備に係る工事及び機械設備に係る工事のうち、次のア及びイに定めるものを除く工事をいう。
 - ア 建築工事における電気設備に係る工事及び機械設備に係る工事
 - イ 土木工事における道路の融雪施設に係る工事、道路、公園、ダム及び河川における照明設備に係る工事並びに立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。）の設備に係る工事

（対象工事及び業務）

第3条 低入札価格調査の対象となる入札は、次の各号に掲げるものの請負の契約に係るものとする。

- (1) 工事のうち、次のアからエに掲げるもの
 - ア 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける工事（以下「WTO適用工事」という。）
 - イ 設計金額が2億円以上のプラント工事であって、特例政令の適用を受けないもの
 - ウ プラント工事を除く札幌市水道局工事等総合評価落札方式試行要綱（平成19年5月10日管理者決裁。以下「総合評価試行要綱」という。）第2条に規定する総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「総合評価適用工事」という。）であって、特例政令の適用を受けないもの
 - エ 総合評価適用工事及びプラント工事を除く設計金額が5億円以上の工事のうち、特例政令の適用を受けないもの（以下「一般工事」という。）
- (2) 設計等業務、地質調査業務、測量業務及び支障物件調査業務（以下「工事に係る業務」という。）のうち、次のアからイに掲げるもの
 - ア 総合評価試行要綱第2条に規定する総合評価落札方式により入札を行うもの（以下「総合評価適用業務」という。）
 - イ 総合評価適用業務を除く設計金額が6千万円以上のもの
- (3) 特例政令の適用を受ける道路維持除雪の委託業務
- (4) 主として次に掲げる積算基準により予定価格を積算している設計金額が3千万円

以上の建設関連業に係る委託業務のうち、第2号に規定する工事に係る業務を除くもの（以下「その他建設関連業務」という。）

ア 財政局工事管理室発行の「設計業務等積算基準」又は「建築工事適用設計業務等積算基準」

イ 公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表」

ウ ア又はイに定めるもののほか、国、地方公共団体、独立行政法人、公益財団法人等の機関が定めた積算基準

（工事の調査基準価格の算定方法等）

第4条 第3条第1号に定める工事の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事の予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「入札書比較価格」という。）に、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定めるアからエの額の合計を当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「工事価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下切捨て。以下「工事の調査基準価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、工事の調査基準価格率が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- (1) 土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁工種（以下「土木系工種」という。）の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち札幌市土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合
 - ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額
- (2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工種を除く。
 - ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額
- (3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合
 - ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

- エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額
- 2 前項の手続きにより調査基準価格を設ける場合は、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定める様式により、工事等担当課長が調査基準価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。
- (1) 前項第1号に係る工事 様式1-1
 - (2) 前項第2号に係る工事 様式1-2
 - (3) 前項第3号に係る工事 様式1-3
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約締結決裁権者が定める割合（小数点第2位まで）を工事の調査基準価格率とし、これを当該工事の入札書比較価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。
- 4 調査基準価格を設ける場合は、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

（工事に係る業務の調査基準価格の算定方法等）

第5条 第3条第2号に定める工事に係る業務の調査基準価格は、当該工事に係る業務の入札書比較価格に、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号のアからエ（第4号にあってはアからウ）に定める額の合計を当該工事に係る業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位切捨て。以下「工事に係る業務の調査基準価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、工事に係る業務の調査基準価格率が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- (1) 建築設計等業務、設備設計等業務。ただし、次号に掲げる設備設計等業務を除く。
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費に10分の7を乗じて得た額
- (2) 土木設計等業務、橋梁設計等業務、並びに、次のアからエによる費目により予定価格を算出する設備設計等業務及び支障物件調査業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の5を乗じて得た額
- (3) 地質調査業務
 - ア 直接調査費の額

- イ 間接調査費に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費に10分の5を乗じて得た額

(4) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の手続きにより調査基準価格を設ける場合は、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号に定める様式により、工事等担当課長が調査基準価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。

- (1) 前項第1号に係る業務区分 様式1-4
- (2) 前項第2号に係る業務区分 様式1-5
- (3) 前項第3号に係る業務区分 様式1-6
- (4) 前項第4号に係る業務区分 様式1-7
- (5) 積算費目の異なる業務区分が含まれている工事に係る業務 様式1-8

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約締結決裁権者が定める割合（小数点第2位まで）を工事に係る業務の調査基準価格率とし、これを当該工事に係る業務の入札書比較価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

4 前条第4項の規定は、工事に係る業務について準用する。

（道路維持除雪業務の調査基準価格の算定方法等）

第5条の2 第3条第3号に定める道路維持除雪業務の調査基準価格は、当該道路維持除雪業務の入札書比較価格に、次の各号に定める額の合計を当該道路維持除雪業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「除雪業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下切捨て。以下「道路維持除雪業務の調査基準価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、道路維持除雪業務の調査基準価格率が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。

- (1) 直接業務費に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に10分の4を乗じて得た額

2 前項の手続きにより調査基準価格を設ける場合は、様式1-9により、工事等担当課長が調査基準価格の算定に係る参考調書を作成するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10

分の9.2までの範囲内で契約締結決裁権者が定める割合（小数点第2位まで）を道路維持除雪業務の調査基準価格率とし、これを当該道路維持除雪業務の入札書比較価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

4 第4条第4項の規定は、道路維持除雪業務について準用する。

（その他建設関連業務の調査基準価格の算定方法等）

第5条の3 第3条第4号に定めるその他建設関連業務の調査基準価格は、当該その他建設関連業務と同種の工事に係る業務の調査基準価格の算定方法等により調査基準価格を設ける。この場合において、当該その他建設関連業務の調査基準価格の設定の手続きは第5条第1項から第3項までの規定を準用するものとし、同条第1項及び第3項中「工事に係る業務」とあるのは、「その他建設関連業務」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により調査基準価格を算定し難い場合その他特に必要があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、当該その他建設関連業務の入札書比較価格に一定の割合を乗じたものとする。この場合における一定の割合（以下「その他建設関連業務の調査基準価格率」という。）は10分の7.5とする。

3 第4条第4項の規定は、その他建設関連業務について準用する。この場合において、調査基準価格の算定方法の適用条項を併せて明示するものとする。

（予定価格調書への記載）

第6条 調査基準価格を設けたときは、予定価格調書（様式2）に工事、工事に係る業務、道路維持除雪業務及びその他建設関連業務の調査基準価格率を分母が100である分数で記載する。

（入札の執行）

第7条 調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、施行令第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により落札者を後日決定する旨を告知し、落札を保留する。

（低入札価格調査の実施）

第8条 前条に該当するときは、入札執行者は当該工事等に係る工事等担当課長（工事管理室の検査の対象となる工事等については、当該工事等を担当する工事管理室の課長職を含む。）とともに、最低価格入札者によりその入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて低入札価格調査を行う。この低入札価格調査は、別表1に定める調査事項等について最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等によるものとする。ただし、総合評価適用工

事においては、別に定める基準により調査の一部及び事情聴取を省略することができる。

- 2 別表1に定める調査事項等に係る資料及び提出書類は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁）第4条に規定する告示において提出期限を定めることとする。

（工事の失格判断基準）

第9条 第3条第1号に定める工事においては、別紙2のとおり失格と判断するための基準（以下「失格判断基準」という。）を設ける。

- 2 前条第1項による調査においては、あらかじめ工事費等内訳書調査書（様式8）により前項の失格判断基準による調査を行う。
- 3 前項の調査は、札幌市水道局工事費等内訳書取扱試行要領（平成20年4月17日管理者決裁）第5条により提出された工事費等内訳書により行うものとする。ただし、当該内訳書により調査し難い場合はこの限りではない。
- 4 前2項の失格判断基準による調査の結果、失格と判断する場合は、入札執行者は、別表1に定める調査を経ずに、第10条において作成する書面に失格と判断する旨を記載し、契約担当部長に報告のうえ、第11条に定める審議に諮るものとする。

（失格判断基準による調査の特例）

第9条の2 第8条の規定にかかわらず、総合評価適用工事にあつては、あらかじめ調査基準価格を下回った者を対象として前条第2項による調査を行うことができるものとする。

2 前項の調査において、前条第1項の基準を満たさない者がいる場合は、前条第4項を準用し、第11条の審議により当該者を失格とすることを決定するものとする。

（調査結果の報告）

第10条 別表1に定める低入札価格調査（第8条第1項に規定する総合評価適用工事において別に定める基準により調査の一部及び事情聴取を省略した場合を含む。）を行ったときは、入札執行者は、低入札価格調査の結果及び意見を記載した低入札価格調査結果報告書（様式3上段）を作成し、関係資料を添付して契約担当部長に報告する。

（契約担当部長等による審議）

第11条 契約担当部長は、入札執行者から前条の報告を受けたときは、当該工事等に係る工事等担当部長（工事管理室の検査の対象となる工事等については、工事管理室長を含む。）及び当該工事等担当部長が置かれた部の長と審議を行い、最低価格入札者

を落札者として認めるか否かを決定するものとする。この場合、審議結果調書(様式3下段)を作成し、審議経過を書面にて明らかにするものとする。

- 2 前項の審議を行う場合において、第8条第1項に規定する総合評価適用工事において別に定める基準により調査の一部及び事情聴取を省略した調査、第9条第4項又は第9条の2第2項の規定に基づき失格と判断した調査その他契約担当部長が特に認める調査に係る審議は、契約担当部長の決裁に代えることができる。この場合、契約担当部長は前項により作成した審議結果調書の写しを速やかに工事等担当部長へ通知するものとする。

(落札結果の通知等)

第12条 前条の審議の結果をもって、最低価格入札者を落札者として決定した場合は、最低価格入札者に対して、その旨を記載した落札結果通知書(様式4)を交付するとともに、落札者以外の入札参加者に対しては最低価格入札者が落札者となった旨を記載した落札結果通知書(様式5)を交付する。この場合においては、当該工事等について第14条に規定する措置をとることを落札者に通知するものとする。

- 2 前条の審議の結果をもって、最低価格入札者を落札者としなない場合は、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第8条以降と同様の手続を行う。
- 3 前項により次順位者を落札者として決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としなない旨を記載した落札結果通知書(様式6)を、次順位者に対しては落札者となった旨を記載した落札結果通知書(様式4)を、最低価格入札者及び次順位者以外の入札参加者に対しては次順位者が落札者となった旨を記載した落札結果通知書(様式5)を交付するものとする。
- 4 第2項ただし書きに規定する手続の結果、調査基準価格を下回る入札をした次順位者を落札者として認めない場合には、第8条、第11条、前3項及び次項の規定は、「最低価格入札者」を「次順位者」と、「次順位者」を「次順位者の次の順位者」と読み替えて適用する。また、更に、「次順位者の次の順位者」を落札者として認めない場合は、順位を繰り下げる読み替えを繰り返して適用する。
- 5 前条の審議の結果をもって最低価格入札者を落札者としなない場合であって、次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができる。

(契約締結専決権者への報告等)

第13条 入札執行者は、低入札価格調査の対象となった者(以下「調査対象者」という。)が失格判断基準を満たし、第11条の審議の結果、落札者として認められたときは、速やかに当該入札に関する調書(様式7)を作成し、第10条及び第11条に規定する低入札

価格調査の結果及び意見並びに審議経過を記載した様式3の書面を添付して契約締結専決権者に速やかに報告するものとする。

- 2 第11条の審議の結果をもって、調査対象者を落札者としなないときは、契約締結報告及び入札調書に、当該調査対象者がした入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

(監督及び検査体制の強化等)

第14条 調査対象者を落札者として契約を締結したときは、当該工事等について別表2に定める監督及び検査体制の強化等に係る措置をとるものとする。

- 2 前項の契約の締結に当たっては、別紙1に定める特約条項を契約書に追加するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第8条第1項に規定する総合評価適用工事において別に定める基準により調査の一部及び事情聴取を省略した調査の結果をもって落札者を決定した工事の場合は、別表2に定める監督及び検査体制の強化等に係る措置の一部を省略することができる。

(読み替え規定)

第15条 総合評価適用工事及び総合評価適用業務においては、第1条中「第167条の10第1項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)」の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)」とあるのは「第167条の10の2第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)」の規定により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした落札者となるべき者(以下「落札予定者」という。)」と、第7条中「施行令第167条の10第1項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)」とあるのは「施行令第167条の10の2第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)」と、第8条第1項中「前条に該当するときは」とあるのは「前条に該当し、かつ、落札予定者が調査基準価格を下回った入札をした者であるときは」と、「最低価格入札者」とあるのは「当該落札予定者」と、第11条及び第12条中「最低価格入札者」とあるのは「落札予定者であって調査基準価格を下回った入札をした者」と、第12条第2項中「予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)」とあるのは「予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち落札予定者(以下「次順位者」という。)」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 第3条第3号及び第4号に規定する委託業務(以下「施行規程の適用がない業務」という。)の契約の場合において、第8条、別表1及び別表2中「工事等担当課長」とあるのは「施行規程の適用がない業務の委託を行う課長」と、第11条及び様式中「工

事等担当部長」とあるのは「施行規程の適用がない業務の委託を行う部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(委任)

第 16 条 この要領の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年2月27日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年2月27日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則(平成7年水道局規程第11号)第3条に規定する告示を行う工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年7月1日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則(平成17年水道局規程第11号)第3条に規定する告示を行う工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月22日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年2月22日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則(平成17年水道局規程第11号)第3条に規定する告示を行う工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年5月9日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年5月9日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則(平成17年水道局規程第11号)第3条に規定する告示を行う工事等から適用し、同日前に被指名者選考委員会に付議した工事等及び札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則第3条に規定する告示を行った工事等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月10日から施行(以下「施行日」という。)する。
- 2 この要領は、施行日以後に告示を行う工事等から適用する。
- 3 第9条の2第1項第1号において「最低価格入札者(前条第2項の調査により失格となった場合を除く)が低入札価格調査を受けている間」とある当該低入札

価格調査の対象工事等には、施行日より前に告示された工事等は含まないものとする。

- 4 第9条の2第1項第2号において「低入札価格調査後、落札者となった者が当該工事等の受渡し日までの間」とある当該工事等の対象には、施行日より前に告示された工事等は含まないものとする

附 則

- 1 この要領は、平成21年6月8日から施行（以下「施行日」という。）する。
- 2 この要領は、平成21年6月10日以後に告示を行う工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年2月8日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年2月17日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年3月25日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年3月25日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年7月20日から施行する。
- 2 第14条第2項に掲げる別紙1で規定する各工事成績評定及び通知公表要領については、平成22年3月31日以前にしゅん功した工事にあつては、札幌市請負工事成績評定及び通知要領（平成14年9月11日助役決裁）、札幌市交通局請負工事成績評定及び通知要領（平成14年9月30日管理者決裁）、札幌市水道局請負工事成績評定及び通知要領（平成14年9月30日管理者決裁）と読み替える。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日以後に開札する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月18日から施行する。
- 2 改正前の第3条第3号に掲げる業務の契約であつて、役務の提供を受け始める日が平成24年3月31日以前であるものに係る調査基準価格の算定その他の取扱いについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日以後に告示する工事等から適用する。ただし、第5条の規定は、平成24年5月10日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年6月27日以後に契約を締結する案件から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 2 月 14 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 2 月 21 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 1 月 29 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 2 月 2 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 19 日以後に告示する工事等から適用する。